

諮問庁：独立行政法人海技教育機構

諮問日：平成27年10月29日（平成27年（独情）諮問第53号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（独情）答申第1号）

事件名：海技大学校給食業務委託契約書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求1及び請求2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、請求1につき、文書1ないし文書3を特定し、文書3の一部を不開示としたことは、結論において妥当であるが、請求2につき、別紙の3に掲げる文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年7月9日付け27海本事第139号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同年8月27日付け海本事第172号による開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 自治会委員名簿については、学生寮の施設管理について同委員に一定の権限を有する事が明らかであり、非公開とすべき理由がないため、開示相当である。

イ 給食業務委託契約書（以下「契約書」という。）の相手方については、相手は法人であるから、個人情報には当たらず、法人情報であるから、個人情報により非公開とすることは違法であり、法人情報

によっても非公開とすべき理由がないため、開示相当である。

ウ 和解案についての検討に係る文書について、文書が存在しないという事  
はあり得ない為、文書を開示しなければならない。

## (2) 異議申立書 2

ア 開示決定をなした者の記載がない。独立行政法人海技教育機構理事  
長との記載はあるが、氏名の記載がない。理事長職が空席の場合等は  
仮理事長を選任した上でなければ法的には決定はできない。仮に理事  
長職に誰もいない場合は、本件決定は不適法である。

イ 決定書上、理事長氏名の記載がなく、責任の所在が明確ではないか  
ら、本件決定は不適法である。

ウ 文書の特定につき、開示請求時に求めた「右契約の履行に関する文  
書」が開示の対象文書として特定されていないこと及び従前の契約  
書が無いことは違法である。履行についての文書については、参考  
までに、契約書 7 条において、サービスの方法等について校長の承  
認を得る事等についての文書、11 条 1 項各号の文書等が含まれる  
ことになるので、それらも含めた文書が特定されるべきものと思料  
するものである。

エ 行政事件訴訟法による訴えができることの教示がない（行政事件訴  
訟法 46 条違反）。

## (3) 意見書

ア 海技大学の学生で構成される自治会委員の個人名が記載されてい  
るとの事であるが、学内の要職であり、開示請求時点において学生  
であった申立人に対しては公開されるべきである。

イ 契約書については、その履行に関する文書も請求に含まれているか  
ら、文書の特定等に問題があり、開示・不開示の決定がなさなけれ  
ばならない。したがって、文書の特定に違法があり、違法な特定に  
より全部開示をしたからといって法的に開示義務を果たしたとは到  
底言えない。

ウ 当方は、入寮時に、大学側から、入寮するならば給食代金も支払  
うことが必須であるとされ、入寮行為と給食は社会通念上別異の事  
項であるからは任意の性質が強く、強制されることまでは承諾でき  
なかったことから、度々任意にするようにと求めてきたが、大学側  
は終に、従わず、破談になり、入寮不許可処分がなされた。

なお、入寮は、すべての通信生がしているものではなく、大学の  
近くに居住している者においては、通学しており、通学者について  
は、食事は必須とされておらず、当然、食事をとらないなら、食事  
代を払う必要がない。ところが、入寮者については、このような選  
択の余地は一切存在しないのである。そうすると、遠方の者が、学

外から食事を調達する自由が奪われることになる。このことについて大学校は、入学前にも、パンフレット等にも、説明をしておらず、それどころか、入寮申込書にすらも、任意性をうかがわせる記述すら散見された。このため、当方は、当初の入寮申込みの段階では、食事は任意であると解していた。しかし、学校側は、拒絶をし、当方は度々、学校側が受け入れやすいいろいろな案を示してきたものの、最終的に示されたのは、どのような和解案にも一切応じないという頑なな態度であった。

大学校側が、強硬に入寮者に食事摂食を強いるなど、教育機関として異常な対応を重ねてきたが、その根拠について納得できる説明は一切なされていない（唯一、船員教育機関であるという説明があったが、通信生の入寮は、義務的なものではないのであるから、論理的になりたない）。そうすると、なぜ学校側がそこまで給食制にこだわるのか、不自然であり、解明しなければならない点があることから、開示請求をしたのである。

しかし、私からの申し入れに対する一連の対応について、機構からは機構内の内部での検討に係る文書が示されていない状況にあり、結果として、いかなる経緯で和解案やこちらの申し入れを全て拒絶されてきたのかが判然としない事態に陥っている。

最後に、給食そのものについても、学校教育における給食における問題として概ね指摘されている通りであるが、以下の問題点がある。  
(ア) 食べる内容について、選択することができず、この場合は納入している業者によって一方的に決定されること

何を食べるか決めるのは基本的人権の範疇に含まれる。一方的に食事内容を決定され、それを強制されるような選択肢を受け入れなければ寮に入れないという対応は、よほどの教育上の合理的な理由がなければ受け入れられないし、それならば、そのような人権の制約になる行為を行うということ、入学前にパンフレット等で、入寮時の注意点として、食事は強制であると、説明をしなければならなかったこと（そして、そのような異常な方法が行われているなら、当方はそもそも入学しなかったこと）。海事にかかわる教育機関だということをもって任意に過ぎない入寮時における食事の強制まで当然に予期されるものとは到底言えない。

公立小学校等における学校給食は、当然、保護者等に説明されており、その地域においては公然たる事実であるが、海技大学校は、全国から学生を募集しており、入寮者への給食制をとっていることは一切説明がなかった。

(イ) 私は学校の近辺に居住しておらず大学の対応の瑕疵によって在学

継続が不能となり卒業できないまま在学年限が経過し除籍となったこと

当初は、給食業者名すら開示されていなかったということは、どこから納入しているのかも明かせない食事を学生に提供してきたということである。食事について一方的に決定され、何も知ることができないというのは、あまりにも学生の基本的な人権を軽視した対応であった。

(ウ) 参考資料として、当方が海技教育機構に対し提示した和解案を添付する(添付略)。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 平成26年度学生自治会委員名簿の件

自治会委員名簿は、海技大学校の学生で構成される自治会委員の個人名が記載されており、特定の個人が識別できる情報として、法5条1号に該当するため不開示としたものである。

#### 2 契約書の件

契約書及び覚書については、処分1により一部不開示(契約相手方の名称及び印影)としたが、異議申立て(平成27年8月1日)を受けて再度検討した結果、当該事業者の了解を得て、処分2により全部開示に変更し、開示した。

その後、当該異議申立者から異議申立て2が平成27年9月1日になされたが、請求のあった文書は全部開示している。

#### 3 提示和解案に対する検討に係る文書

開示請求のあった文書は、「海技大学校における私の入寮時における食事必須とされた件を巡る文書(その後の提示和解案に対する検討に係る文書を含む。)」であるが、このうち「提示和解案に対する検討に係る文書」は存在しない。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成27年10月29日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月10日    | 審議            |
| ④ 同月20日       | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成28年3月7日   | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年4月25日     | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書(本件請求文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、請求1につき文書1ないし文書3、請求2

につき文書 4 をそれぞれ特定し、文書 1 及び文書 2 は全部開示、文書 3 及び文書 4 についてはその一部を開示する決定を行い（処分 1）、その後、文書 4 を全部開示する変更決定（処分 2）を行った。

異議申立人は、①請求 1 につき、文書 1 ないし文書 3 の外にも開示すべき文書があるはずであり、また、文書 3 の不開示部分も開示すべきである、②請求 2 につき、文書 4 の外にも開示すべき文書があるはずであるとして原処分の取消しを求めている。

これに対し諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、請求 1 及び請求 2 の文書特定の妥当性並びに文書 3 の不開示部分の不開示情報該当性について、検討する。

## 2 請求 1 に係る文書特定の妥当性及び文書 3 の不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件の開示請求書の請求 1 に係る記載は、「海技大学校における私の入寮時における食事必須とされた件を巡る文書（その後の提示和解案に対する検討にかかる文書を含む。）」とされていることから、本件開示請求は、特定の個人である開示請求者（異議申立人）が海技大学校の寮において食事の提供を巡って何らかのトラブルがあり、また、その和解案を検討することを前提に、その対応に係る文書の開示を求めるものであることが認められる。

そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人（開示請求者）が海技大学校との間でトラブルがあったという事実、又は当該トラブルに伴い、特定の個人（開示請求者）との関係で和解を検討する事態が生じているという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

(2) 本件存否情報は、法 5 条 1 号本文前段に規定する特定の個人を識別することができる情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情も存しないことから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

(3) したがって、請求 1 については、その対象となる文書の存否を答えるだけで法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるので、本来は、法 8 条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったものと認められる。

しかしながら、処分庁は、処分 1 において、既に対象となる文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合、改めて処分 1 を取り消して法 8 条を適用する意味はなく、請求 1 につき、文書 1 ないし文書 3 を特定し、文書 3 の一部を不開示とした決定は、結論において妥当であるといわざるを得ない。

## 3 請求 2 に係る文書特定の妥当性について

- (1) 異議申立人は、文書4の外にも契約の履行に関する文書及び従前の契約書があるはずであり、これらが特定されていない旨主張している。
- (2) 当審査会事務局職員をして、請求2に係る文書4の特定の経緯等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求書には、契約書の年度について指定はなかったため、契約の履行が完了した直近のものである平成26年度の契約書（文書4）を特定した。

なお、契約書の内容は毎年同一である。

イ 開示請求書に記載された「契約の履行に関する文書」については、契約書7条に基づき契約の実施に関する詳細を定めるため受託業者と交わした「覚書」を特定し、契約書と併せて文書4として既に開示済みである。

ウ 異議申立人は、契約の履行に関する文書には、契約書11条1項各号に規定されている別紙の3に掲げる文書が含まれるので、これらの文書も特定すべきである旨主張しているところ、これらの文書は受託業者から提出を受けて機構において保有しているが、受託業者の経営上公表していない情報であり、法5条2号イの不開示情報に該当すると判断し、特定しなかった。

- (3) 請求2の契約書については、直近の平成26年度の契約書を特定したとする上記諮問庁の説明は首肯することができ、開示請求書の記載からみても、従前の契約書を特定する必要性は認められない。

一方、契約の履行に関する文書については、諮問庁が説明する「覚書」に限られず、給食業務委託契約の履行を確認するため業者から提出を受けた別紙の3に掲げる各文書についても対象と解するのが相当であり、仮に不開示情報に該当する文書であるからといって特定する文書から除くことは許されないから、これらを対象として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、一部開示した決定について、i) 請求1につき、文書1ないし文書3を特定し、文書3の一部を法5条1号に該当するとして不開示としたことは、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であり、ii) 請求2につき、文書4を特定し、開示

したことについては、機構において、文書4の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これらを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### 請求 1

海技大学校における私の入寮時における食事必須とされた件を巡る文書  
(その後の提示和解案に対する検討にかかる文書を含む。)

#### 請求 2

海技大学校における食事の供給業者との間で締結された契約及び右契約の履行に関する文書

### 2 本件対象文書

文書 1 海技大学校学生寮寮則

文書 2 海技大学校学生自治会会則

文書 3 平成 26 年度学生自治会委員名簿

文書 4 海技大学校給食業務委託契約書

### 3 改めて開示決定等をすべき文書

文書 a 原価見積書

文書 b 給食月計表

文書 c 収支計算書

文書 d 損益計算書